

男女共同参画審議会議事録

1 開催日時

平成18年5月22日（月）13:30～15:30

2 開催場所

県庁特別会議室（7階）

3 出席者

(1)委員 10名（全員出席）

(2)事務局

杉本総務部長、田島男女参画・県民活動課長、男女参画・県民活動課員、福井県男女共同参画推進会議幹事課

4 審議内容

(1) 条例および計画に基づく男女共同参画施策の推進状況について

事務局説明 [内容省略]

委員： ふくい女性財団の基本財産が、昨年と違うのはどういう理由か。
(昨年) 5億円、66団体 (今年) 5億670万円、61団体

事務局： 財団の基本財産は5億670万円が正しく、昨年の資料が間違っている。会員団体数は、市町村合併により男女共同参画ネットワークが少なくなり、全体で減少した。

委員： 知事表彰者の氏名の記載が資料にないが、まだ決まっていないのか。

事務局： 選考は終わっているが、まだ決裁中なので、資料に記載していない。

委員： 3月に猪口大臣が来県したが、敦賀市でのきらめきフェスティバルでの猪口大臣の講演は同じものか。

事務局： 3月は、行政として、国の男女共同参画基本計画の説明するものだったが、今度は、政治家、大臣として所見を伺えるものと期待している。方向性は同じだが、同じ中身ではないと思う。

委員： 男女共同参画関連の行事の案内が、男女共同参画のネットワーク

には行っていると思うが、商工会議所、経済同友会などへの案内が記憶にない。企業経営者にとっても、男女共同参画は求められていることだが、行事の案内が産業労働部からの産業行政としての案内がなく、また、雇用の関係の労働局からの案内もなく、総合的な案内がない気がする。きらめきフェスティバルの参加者が2,000人とあるが、どのような人が参加するのか。

事務局： 女性のつどい実行委員会が主催しており、女性団体の集まりでもあることから、女性団体の参加者が多くなる。

県としては、企業、経済界での男女共同参画の推進は重要だと考えており、海外調査派遣事業の実行委員会に経済界の方や商工会議所女性部の方にもお願いしている。

委員： このような行事に、女性を対象に集めるのではなく、男性の経営者、男女共同参画を考える必要がある立場の人を集めることを企画する必要がある。そのためのしかけをどう作るのが課題で、改定する基本計画の大きな柱となるべき。

委員： 企業の理解をいかに図るかが、大きな壁になっている。県行事などにおいて企業にどう理解してもらい、参加してもらうか、女性のネットワークより、企業、事業者の理解を得てそこから多数参加することが望ましい。その壁を乗り越えられるかが計画改定のポイントである。みんなが意識や内容などを理解しているが、現実問題として超えられないものがあり、企業、事業所の協力という厚い壁を乗り越えるため、参加を呼びかける努力が必要である。すぐに増えることはないかもしれないが、積み重ねが大切である。

会長： きらめきフェスティバルだけは県主催行事でないが、各委員からの意見に沿った主催側の作り方ができるのか。

事務局： (財)ふくい女性財団が事務局の実行委員会が企画、運営しており直接的にはできないが、事業運営への助言等により進めていきたい。

事務局： 男女共同参画関連行事は、県が直接行うものと、県だけで進めることがいいのかということもあり、実行委員会形式で後押しするものも行っている。どちらにしても、幅広い層の方に御参加いただく重要である。本年度の予算の中でも、企業の方々に関わってもらうことは大切であり、できる限り考えていきたい。

2月には学生を対象にしたイベントを開催したが、企業で働く女性をパネラーにするなど、企画の段階からの工夫をしながら、参加しやすい環境を作っていきたい。御意見をいただければ、検討させ

ていただく。

委員： 男女共同参画海外調査派遣事業の現段階での応募者はどれくらいか。前回2グループが、今回40名と大きく増えており、参加者がいるのかと思う。

事務局： 相談はあるが、実際の応募はまだない。知人への紹介をお願いしたい。現在、様々な団体へ参加の働きかけを行っている。

委員： 海外で行われる学習会やセミナーに参加したいと応募してきた場合には、海外調査派遣自主企画グループとしては対象外なのか。昨年、その理由で対象から外れた方がいた。

事務局： 既にあるものへの参加は適当でない。実際にそのような相談を受けているが、セミナー等への参加後に調査を行うよう、話をしている。

委員： 日本のNPOのような半官半民で開催するものに参加する場合、福井県にとっても財産にはならないか。

事務局： ただ参加するのではなく、参加したグループとの交流を行ってもらうよう、話をしている。

事務局： 予算も使ってもらえるよう確保しており、できるだけ成果を広げられる内容にしてもらえればよいと考えており、幅広くこの事業が活用できるよう考えていきたい。

委員： 生活学習館における不適切な図書についての大枠の説明があったが、不適切な図書とは具体的に話せない内容なのか。

事務局： 図書の問題に関しては新聞等で報道されているが、本のタイトル、著者名は公表を控えている。

事務局： 不適切とは、撤去を申し入れた本人が言っていることであって、県は、不適切とは考えていない。ただ、人権侵害、個人の誹謗中傷や個人攻撃、犯罪奨励等、中身そのものが公益を著しく阻害することはいけないので確認をした。しかし、一切、その中身がどうかとかしていないし、図書をしまっただけで見せないようにしたわけでもなく、その作業のため一旦、引いていたのであり、本人が自分で公表されているものが、報道されているのであって、県として、図書の検閲とか中身のチェックのために撤去したことは、一切ない。

- 委員： 言われている図書は、公立図書館にも置いてあるのか。
- 事務局： 生活学習館は男女共同参画センターとして、男女共同参画に関する専門図書の品揃えは、一般図書館よりは多い。
- 委員： 指摘を受けた図書は、専門書ということか。
- 事務局： 150冊の中身は、専門書かといえば、いずれも公刊されており、どこの図書館に置いても問題のない図書である。公立図書館にあるかどうかはわからないが、あってもおかしくない。
生活学習館としては、男女共同参画について調べたい時は、どこの図書館よりも充実しており、ここに来れば県立図書館で調べるよりは充実している蔵書にしようと努めている。
- 会長： このような図書の問題については、当審議会で話をしてもらうことが必要でないかと思う。当委員会の委員は男女共同参画にかかる重要事項についての調査、審議、建議、県施策に関する苦情申出に対して意見を言う役割がある。図書の移動については、県が申入れを受けて決定し、一旦後ろに引っ込めて確認をした後に、元に戻したのだが、この件をめぐり公開質問状などが幾つか出されているということの新聞報道等がされているが、審議会でその旨についてどのようなことがあったのか、知らせてもらうことは必要であると思う。
- 事務局： 本日の審議会では、資料等を示して説明させてもらえばいいのか。
- 会長： 次回の審議会では示してもらえばいい。
- 会長： 相談苦情の内容で、図書の内容が不適切と言っているのは、他人の人権を侵している、誰か個人を誹謗中傷しているという申し出があったということか、また、報道されている150冊の本のリストは、本人が示したものなのか。
- 事務局： 申出の内容は、個人にかかる内容なので詳細には言えないが、本人の考え方によってもおかしいのでないかということである。本人とのやりとりの中で、意見があったことを真摯に受け止め、別の観点から本当に不適切なものがあるのかどうか確認することにし、その確認のための期間があったということである。
どの本なのかについては、マスコミでの一部報道もあるが、県は一切公表していない。本人が公表している報道もあるが、県が別の観点で確認しているにもかかわらず、図書の内容が不適切であるがごとく県が調べているとの扱いをされることを心配しており、県は

一切公表していない。

会長： 本人の申出とは違う観点での対応で行ったというが、たまたま対応時期が一致したということか。

事務局： たまたま、一致したというか、本人が不適切と言ってきていることに対し、本人の考え方があると思うが、県として人権に関することに関しては確認する必要があると考え、購入時にも確認しているが、再度、確認をしたのである。

会長： 苦情申出の回答にもあるが、図書を肯定的に読むか、否定的に読むかは、読む人の自由である。この件はその後続があつて議論になっているところだと思う。

(事務局資料説明)

(子ども家庭課事業説明 ふくい3人っ子応援プロジェクト)

(労働政策課事業説明 仕事と子育ての両立に関する事業)

委員： 企業の方に、看護休暇を設けることをお願いしたい。育児休業については、男性もとっても構わないが、女性が比較的無理なくとれる。看護休暇については、男性もとってももらう施策を、ぜひ、考えて欲しい。

委員： 産業労働部、健康福祉部など部による縦割り行政の中で動いている感じがする。看護、育児にしても企業にとっては、労働条件である。県ならば産業労働部、あえて言うと労働局との連携をもっと図って欲しい。労働局からの情報と県からの情報では、企業の受け取り方が違う。企業を動かすためには、労働局との連携がもっと必要。就業条件に関して、労働局と県の男女共同参画の施策が同じ事をしているが、平行して走っているような気がして、連携することが重要なテーマである。企業の行事への参加は、労働局からあれば参加しないわけにいかない。県健康福祉部、総務部から言われても、次の次の課題と捉えてしまう。

事務局： 健康福祉部と労働政策課との関係は、少子化対策の中では連携を密にしており、去年は合同で200社ほど企業訪問している。労働局との関係では、少子化対策の推進会議のメンバーに労働局雇用均等室長に加わってもらい、また、労働局と合同で会議を年一回開いている。

委員： 行事をする時には、もっと労働局と共催したらどうか。課に予算

がつくとその課で主催して、関連する部課は何も共催していない。連帯性が見受けられず、男女共同参画の問題には特に必要なことではないか。敦賀での行事も、県が共催するのと同時に、労働局が共催すれば、パンフレットなどの配布状況も良くなるし、認知度も高くなり、義理人情で参加せざるを得なくなる。健康福祉部には、義理人情はない。

委員： 子育て応援プラスワン宣言は、各企業が自由に宣言するのか。

事務局： そのとおり。企業単位だけでなく、事業所ごとに取り組んでもらえればいい。

委員： このような事業のPRを、どこの部署でどのようにしているかということである。非常に良い事業で良い企画だが、私のところには、労働局からの情報はすぐに入ってくるが、県施策の情報はあまり伝わってこない。企業は労働局と密接だから、県は労働局と連携をなささいということだ。

父親子育て応援企業知事表彰についても、すべてが商工団体経由で上がっているであろうし、自薦ができるような方法をもっと考えていかないと普及しない。

委員： 人権擁護の関係では、公平採用、被差別部落問題については、法務省、人権擁護委員、総務庁の地域改善対策部局などが言っても、聞いてもらえなくて、昭和45年頃までは、特に金融機関関係では、そのような人を雇用すると銀行の信用に傷が付くと堂々というような有様だった。しかし、労働省、特に職業安定部局が一体となって公平採用のための取組みの委員会を設け、全国統一履歴書という様式を定めた。それまでは、地図、本籍地や家族構成を書かせ、未解放部落出身関係者であること鑑定されていたが、現在では、それがわからない制度が完全にできている。一番大きな要因は、労働省からの圧力であり、違反があると職業紹介事業の一時停止措置を行っていた。先例として、参考にして欲しい。

事務局： 労働政策課と労働局雇用機会均等室とは、6月の男女雇用機会均等月間や11月のゆとり創造月間での協賛や講演で連携して事業を実施している。この知事表彰については、商工会議所を通じて会員にこのパンフレットを配布する予定であり、ほか、普及の場を通じてPRに努めていきたい。

委員： 男女共同参画数値目標について、固定的役割分担意識が平成16年度実績で既に平成18年度目標値を上回っており、目標設定値が低すぎないか。

事務局： 平成18年度までにということで、設定している。意識調査については、5年に一度の実施であり、直近で平成16年度に実施している。数値の実績は、次回の調査結果で更新することになる。

会長： 計画改定作業で、目標値についても意見を出してもらえればいい。

委員： ふくいっ子3人応援プロジェクトについて、福井県の合計特殊出生率が1.45で、2人も産んでいないのに、3人というのは大変なことだと思う。3人だけでなく、2人めを産む時にも支援が必要でないのか。子どもを生む女性の母親に話を何度か聞く機会があり、産むときに正社員を辞めなければならない広告代理店勤務の人、一年育児休業を取得したが、職場的に1年は休めないと姑に子供の世話を頼んだ人とかいて、誰でも1年の育児休業が取れる状況を作りたい。公務員、教員は3年育児休業をとる人がいる。同じ条件で復職できる人もいるが、多くは、1年も育児休業をとると、新しい機械の導入等で職場環境も変わってしまうので、実際に1年は取れないこともある。表面的なことではなく、実態調査をして欲しい。

仕事と家庭の両立に関する数値目標で、実績が目標値を上回っているものがあるが、実績が目標以上にあるということか。例えば、指定介護療養型医療施設。通所介護のデイサービスの定員が微増となっているが、今後、元気で通所できる人を受け入れる施設を増やしてもらいたい。

事務局： 県独自の就業環境基礎調査において、抽出による実際の育児休業取得率、対象者に対し取得した人はどれくらいか、実際に取得者がどれくらい取っているかなどの調査をしている。家庭の状況により、取得状況は異なるが、データを示すことは可能。

企業訪問では、育児休業制度が整備されていても取得できない、取れても全期間取れない状況で、希望どおりの取得や短時間勤務などの労働環境の整備をお願いしている。

会長： 委員の発言は、目標値の数値だけでなく、具体的なプランに、取りたい人が取れない状況をどう克服するかという課題を、もっと明確にして欲しいということである。

事務局： 通所介護については、前回計画策定時以降、計画達成のため様々な事業を実施した結果、当初見込んでいたよりも早いペースで増加したことが大きな要因である。

指定介護療養型医療施設については、昨年度末に医療制度改革大綱が打ち出され、その中で療養病床の再編成が位置付けられた。今後、介護療養型医療施設は、平成23年度末までに介護施設等へ転

換していくことになる。こうした制度改正を踏まえて数値目標を考
えていく必要がある。

会長： デイケアは毎年急増しており、今後もある必要があるのでないか
ということについて、目標値はやむをえないのか、今後検討するのか。

事務局： 今年4月から、改正介護保険制度が施行され、介護予防サー
(長寿福祉課) ビスが創設されるなど、在宅サービスについて、大きな見直しがあった。
県としても、今年3月に新しい「老人保健福祉計画・介護保険事
業計画」を策定したところであるが、今後は、施設から在宅へ、在
宅の中でも軽度者の方は介護ではなく介護予防の視点から機能訓練
に重点をおくなど新たな視点から施策を推進することとしている。
男女共同参画基本計画の改定にあたって、この理念に基づき見直
しを検討していきたい。

委員： 数値目標④「多様な選択を可能にする教育・学習の充実」で、担
当課が男女参画・県民活動課だけで、「学校等における」とあるのに
学校関係者の教育委員会関係がないのはおかしい。生活学習館が上
がっているからなのかも知れないが。テーマと担当する部署が複数
あって連携すべきなのに、一方の側面からしか見ていない。学校教
育の中で男女共同参画を評価してもらうような施策を、教育委員会
でも実施して欲しい。

「男女の仕事と家庭生活の両立支援」を見ると、部局間連携はど
うなっているのか。一つのテーマについて総合的な連携が見えない。
企業からみると、あちらこちらの部局から言われるが一体どうすれ
ばいいのかと悩むことがある。効果があるところから、言ってもら
う方がいい。そのようなプロジェクトの組み方を考えて欲しい。

委員： 学校における女性の管理職割合が、数値目標での実績と相違して
いる理由は。

「高齢者等が安心して暮らせる社会の整備」での県施策において、
昨年度に比べ事業費が8億円減っている理由は。

市町村計画策定率が昨年比13%下がっている理由は。

私見だが、少子化問題は、先日のテレビで、結婚したくない女性
は平成2年で26%、10年後の平成12年で51%と約半数の女
性が結婚したくないと思っており、その主な要因は、女性の自立化
(男に頼らなくてもよい) や、結婚すると家事・育児の煩わしさに
あると報道されていた。

事務局： 学校における女性の管理職割合については、確認する。
事業費の減少については、事業を毎年度、見直しているため。
市町村計画については、市町村合併の推進で、今まであった計画

が白紙となったため、新市町では、新たな計画の策定を進めている。

委員： 数値目標で、目標値が－（ハイフン）となっているものが多い。目標を立てられないということか。

事務局： 所管部局に照会し、数値目標を提出してもらったが、結果的に立てられなかったということ。

委員： 立てやすい目標も－になっているものがある。目標値と実績の整合性とか、目標数値化することが適正化どうかも含め問題があると思う。担当課の見解によって数値目標を出したり出さなかったりするのとはだめで、責任をもってやるならば、細かい数字でなくても目標値は設定できる。数値目標を出す過程はわからないが、若干問題がある。今度の計画の改定に当たって、数値をどうするのか、出ていないところはどうするのか、討議して欲しい。

委員： DV相談の実施状況について、生活学習館、総合福祉相談所、健康福祉センターの所在地はどこか。

事務局： 生活学習館、総合福祉相談所は福井市、健康福祉センターは県内6カ所にある。

委員： 健康福祉センターで、DV相談の対応ができるのか。

事務局： 健康福祉センターの福祉課に女性相談員を配置しており、相談を受け付けている。

委員： 市でも相談を受けているが、その数は含まれていないのか。

事務局： 含まれていない。県関係機関のみである。

委員： 福井県の合計特殊出生率は1.45だが、そんなに子どもを増やす必要があるのか。

結婚したくないことが、すなわち、子どもが生まれないことだと思われているが、未婚であっても、安心して産んで育てられる状況や、意識、制度をもっと考えるべきでないか。産みたいが産めなくて中絶する若い女性が多い。中絶については、戦後昭和35～36年ごろまでは当たり前で、こっそりとするが別に悪いことでなかった。その頃は、既婚者であったが、今は、未婚者の中絶がすごく多い。

(2) 「福井県男女共同参画基本計画」の改定について

事務局説明 [内容省略]

委員： 男性にとっての男女共同参画が取り上げられているが、このことが一番重要だと思う。周囲の経営者に話をしても、なかなか理解を得られない。ここがポイントだが、計画のどこに入ってくるのか、どのような具体的施策なのか、次回には明確にして欲しい。

会長： 事務局から説明があったが、県としては中間見直しで、国の基本計画の改定を踏まえるということである。

また、それぞれの都道府県において、県の特徴、課題を含めて計画を見直すと思う。その際の特徴の洗い出しや、目標を明確にすることの議論もあったことから、そのことも含めて改定することが必要である。

委員： 平成18年度に制度が変わったことで、目標値が変化したことがあるので、そのことがわかるようにして欲しい。

会長： 国計画の概要や、県計画との対比資料などもあるので、ご了解いただき、次回にはご意見を反映させていただくようご議論をお願いします。

(3) その他

次回の審議会は、7月3日(月)午後1時30分から開催。